

生駒市規則第26号

生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則をここに公布する。

令和2年9月1日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める
日を定める規則

生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年4月生駒市条例第1
6号）附則第2項の規則で定める日は、令和2年12月31日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。